

電気供給業に係る法人事業税の課税方式が改正されました

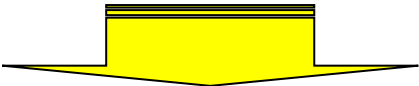
電気供給業については、2020年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、法人事業税における「電気供給業」の課税の見直しが行われました。

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、課税方式が変わります。

課税方式の変更（地方税法（以下「法」という。）第72条の2第1項第2号、第3号）

【改正前】

区 分	課 税 方 式
全ての電気供給業	収入割額



【改正後】

事 業 の 区 分	課 税 方 式	
	資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える法人（※1）	左記以外の法人（※2）
小売電気事業等・発電事業等 以外 の電気供給業（第2号）	収入割額	
【新 設】 小売電気事業等・発電事業等（第3号）	収入割額 +付加価値割額 +資本割額	収入割額 +所得割額

※1 公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団・一般財団法人を除きます。裏面において「外形標準課税法人」

なお、資本金の額又は出資金の額の判定時期については、事業年度終了の日（仮決算による中間申告にあつては事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の法人にあつては、解散の日）の現況によります。

※2 裏面において「普通法人・特別法人」

小売電気事業等は以下の①及び②、発電事業等は以下の⑦及び⑧です。（法第72条の2第1項第3号、法施行規則第3条の14）
③～⑥・・・法第72条の48第3項第2号、法施行規則第6条の2）

事業種別	概 要
①小売電気事業	電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業
②小売電気事業に準ずるもの	他の者の需要に応じ電気を供給するもの（③、⑥、⑦及び⑧を除く）
③一般送配電事業	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業
④送電事業	電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業
⑤送電事業に準ずるもの	自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物※により③を行う者に振替供給を行う事業（③及び④を除く）
⑥特定送配電事業	電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業
⑦発電事業	電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業
⑧発電事業に準ずるもの	自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物※を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業（当該電気事業と発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合における当該供給を行う事業（①、③及び⑥を除く）を含みます）

※ 電気工作物・・・電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物

第3号に掲げる事業の税率の設定（法第72条の24の7第3項）

税率は以下のとおりです。なお、改正に伴い確定申告書（第6号様式）及び予定申告書（第6号の3様式）にそれぞれ（その2）が追加されました。小売電気事業等又は発電事業等を行う法人は、第6号様式（その2）及び第6号の3様式（その2）を使用してください。また、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を併せて行う場合、第6号様式別表9、別表5の2など、それぞれ事業別に記載して提出していただくことになりました。

区分			R1年10月1日 ～R2年3月31日 までに開始 する事業年度	R2年4月1日 以後に開始 する事業年度	R2年4月1日～ 第6号様式(その2)【新様式】 該当箇所	
小売電気事業等・ 発電事業等	事業税	普通法人・ 特別法人	所得割	—	1.85%	③⑨ 欄 所得金額総額 ④⑩ 欄 所得金額:税率:税額
			収入割	1.00%	0.75%	④⑤ 欄 収入金額総額 ④⑥ 欄 収入金額:税率:税額
		外形標準課税法人	付加価値割	—	0.37%	④⑪ 欄 付加価値額総額 ④⑫ 欄 付加価値額:税率:税額
			資本割	—	0.15%	④⑬ 欄 資本金等の額総額 ④⑭ 欄 資本金等の額:税率:税額
			収入割	1.00%	0.75%	④⑮ 欄 収入金額総額 ④⑯ 欄 収入金額:税率:税額
	特別法人事業税 (課税標準:収入割額)		30%	40%※	⑥⑥ 欄 課税標準額:税率:税額	

※ 特別法人事業税：特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 第7条第5項

【参考】 地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）第3章の用語

- ① 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（以下②、③以外の事業税課税事業）：所得等課税事業
- ② 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（送配電事業、特定のガス供給業、保険業等）：収入金額課税事業
- ③ 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（小売電気事業等・発電事業等）：収入金額等課税事業

所得の計算に関する経過措置（令和2年改正法附則第6条第2項）

従来、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人のうち、改正により所得割額を収入割額に合わせて申告を行うもの（上記：普通法人・特別法人欄参照）は、経過措置があります。

●対象となる法人

令和2年4月1日以後に開始する「最初の事業年度」において、以下の対象事業に係る所得割の課税標準を算定するもので、「最初の事業年度」の開始の前日を含む事業年度において対象事業をおこなっていたもの。

対象事業

小売電気事業等	経産省に登録された事業者の他、他の者の需要に応じ電気を供給する事業（表面①、②）
発電事業等	経産省に届出をした事業者の他、自らが維持・運用する発電用電気工作物を用いて、他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業（表面⑦、⑧）

●経過措置の内容

令和2年4月1日以後に開始する「最初事業年度」において、対象事業の課税標準となる所得を算定する際に、「最初事業年度」開始の前日10年以内に開始した各事業年度において、対象事業に係る事業税の課税標準を、法人税の課税標準である所得の計算の例により算定していたものとみなします。